

相模原市農業委員会第36回会議議事録

開 会 日 時 令和4年2月28日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和4年2月28日 午後3時10分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (印)

	西山和秀		小林康史		高橋三行
	八木拓美		齋藤憲一	18	天野明
	關山富雄		菱山喜章		加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健	14	金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		
	市川忠孝		藤村達人		

出席委員 15名

欠席委員 2名(14番金井睦委員、18番天野明委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 中里敏哉

議事録署名人 議 長

議席 2番

議席 6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第19回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3		第12回農政運営委員会報告
4	議案第76号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第77号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第78号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第79号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第80号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第81号	農用地利用配分計画の作成について
10	議案第82号	農用地利用配分計画の作成について
11	議案第83号	都市農地貸借の決定について
12	議案第84号	相模原市農地利用最適化推進委員選考委員会委員の委嘱について
13	報告第73号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第74号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
15	報告第75号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
16	報告第76号	農地所有適格法人の報告について
17	報告第77号	非農地証明書の発行について
18	報告第78号	農地造成工事の完了報告について
19	報告第79号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
20	報告第80号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
21	報告第81号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

それでは、ただいまから、相模原市農業委員会第36回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（高野次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は14名で定足数に達しております。

本日、14番金井睦委員、18番天野明委員より欠席の旨、また、19番加藤委員より遅刻の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、2番八木拓美委員、6番阿部健委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第19回農地利用最適化推進委員連絡会報告

日程3 第12回農政運営委員会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」、日程2「第19回農地利用最適化推進委員連絡会報告」及び日程3「第12回農政運営委員会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

6番（阿部委員）

会務報告(2)市関係の第220回相模原市都市計画審議会が2月2日に開かれたんですが、説明させていただきます。

議案としては一つ、それから報告案件が一つありまして、そのうち議案としては、都市計画道路の見直し方針の改定についてということが上げられました。高齢化や人口減少、社会経済情勢の変化、こうしたことから目指すべき都市構造に対応したものであるということ、また、第1回目の見直しからおおむね10年が経過しているということで、未着手となっている長期路線を改めて検証するとして、見直し方針を今年度中に改定し、令和4年度以降に都市計画変更の手続がされる見込みになりましたという内容でございました。

それからもう1件、報告案件、用途地域の見直し方針についてということで、この中で特筆というか、私ども農業者としては気になることがありました。平成30年に都市計画法、建築基準法の改定がありまして、用途地域の中に田園住居地域という新しい用途地域が設定されているわけです。相模原市ではまだそういう用途地域は指定がないんですが、これを受け、農地、緑地の在り方も含めまして、今後、令和4年、5年にかけて検討されていくということでありました。

そういった中で質問や要望を幾つかしたところですが、今後検討していく上で、必要に応じて農業関係者ともよくよく調整していただいて、既存の制度と整合してもらふこと、それから、混乱のないような形で進めていってほしい、こんな要望をさせていただきました。

以上、報告させていただきます。

議長（八木会長）

ありがとうございました。

ただいま加藤委員の出席を確認させていただきましたので御報告いたします。加藤委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

[なしの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」、「第19回農地利用最適化推進委員連絡会報告」及び「第12回農政運営委員会報告」を終わります。

日程4 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第76号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-26及び3-1021から3-1022は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-26は、緑区上九沢に住む譲渡人の所有する農地を厚木市に住む譲受人が経営規模拡大のため所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、上九沢の畑、1筆、575㎡です。今後の作付は枝豆を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地14筆、8,749㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が360日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。引き続き2ページから3ページを御覧ください。

收受番号3-1021は、緑区三ヶ木に住む譲渡人が、町田市常磐町、緑区橋本台及び中央区田名にそれぞれ住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大のため所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、三ヶ木の田、2筆、921㎡です。今後の作付は水稻を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地5筆、2,761㎡適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日、妻及び長男夫婦の3人がそれぞれ20日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1022は、緑区鳥屋に住む譲受人が、南区南台及び緑区鳥屋に住む譲渡人の所有する農地を親族間の財産整理により所有権移転を受ける案件です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを

御覧ください。申請地は、鳥屋の畑、1筆、390㎡です。今後の作付は白菜、長ネギ等、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地5筆、2,808㎡適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日、譲受人の母、妻及び息子の3人がそれぞれ50日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3 - 26については、緑区担当、阿部健委員、お願いいたします。

6番（阿部委員）

2月23日の午後に山口推進委員と調査、確認してまいりました。現地は現在、作付はされていませんが、きれいに耕うん管理された畑でありました。これまでもきれいに管理されているという推進委員からの話もありました。譲受人はこれまでに中沢、向原、上九沢でも利用権設定をして議案にも乗ってきているわけですが、露地野菜を栽培し、経営するレストラン等の食材として提供しているとも聞いております。これまでの経過からしても、本件に問題はないと思います。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号3 - 1021については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

12番（菱山委員）

2月22日に加藤推進委員と現地調査へ行ってきました。事務局の説明のとおりで、資料にも書いてありますけど、譲受人は緑区選出の県議会議員で、家の周りの畑もよくやっておりますし、田んぼを増やしても何ら問題はないと思います。なお、の写真を見てもらいますと、148㎡でちょっと狭いんですけど、道志川沿いがちょっと盛り上がっているところが見えますけど、その上のほうはずっと埋立地になって、申請地のほうには問題ないと思います。

以上で説明を終わります。皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号3 - 1022については、津久井地区担当、榎田和子委員、お願いいたします。

15番（榎田委員）

2月22日、中島推進委員と現地調査をしてまいりました。譲渡人は母親と息子ですけど、譲受人との関係は本家、分家になりまして、譲受人の北側にあるのが現地です。ここの畑は、譲受人しか入れない、進入路が全くないところになっております。ですから、譲受人がこの土地を受け継いで農業を継続するということはとてもよいことだと感じました。御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第76号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第77号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-27は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号3-27は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、緑区下九沢の畑、1筆、0.66㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。なお、区分地上権を設定する場所の地表部分において、お手元の資料、航空写真を見ていただくとお分かりになると思いますが、耕作がされていない状況が一部見受けられることから、所有者に改善を求めているところです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第77号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第78号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-22から5-25並びに5-1055及び5-1057から5-1058は相当とする理由があるので、農地法第5条第3項の規定において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

收受番号5-22は、譲受人の三井林業株式会社が、譲渡人の所有する南区麻溝台4丁目の農地、3筆、1,986㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地及び第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産業を営んでおり、市内の建設業者からの要望を受け、新たに貸資材置場として確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、万能鋼板高さ54cmで土留めする計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立麻溝台中学校の北東約110mです。

続きまして、收受番号5-23は、借受人の株式会社マルイハウジングが、貸出人の所有する南区麻溝台の農地、3筆、660㎡に賃借権を設定し、貸駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産賃貸業を営んでおり、近隣の運送業者からの要望を受け、新たに貸駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック2段積みで土留めする計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は麻溝台公園の北西約650mです。

続きまして、收受番号5-24は、借受人の有限会社リバーサイドサガミが、貸出人の所有する中央区田名の農地、1筆、2,965㎡に使用賃借権を設定し、作付予定の作物に適した土壌へ改良するための一時転用の申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、現在、土地の一部が隣接地よりも低く、雨水が流入してくることや、作付を計画している露地野菜、白菜、キャベツ、ホウレンソウなどに適した土壌に入れ替えるための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として敷地西側、南側、北側には鋼板を設置するほか、敷地北側は勾配を設けて土留めをする計画です。申請地はうめざわクリニックの北西約

360mです。

続きまして、收受番号5 - 25は、借受人の株式会社東京電力パワーグリッドが、貸出人の所有する南区新戸の農地、1筆、495㎡に賃借権を設定し、工事用仮設搬入路へ転換するための一時転用の申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は農用区域内農地です。申請理由といたしましては、隣接する鉄塔敷きの舗装工事が必要となり、この間、仮設搬入路として使用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として既設畦畔ブロックを利用するほか、隣接農地の境界近辺を避けて施工する計画です。申請地は相武台下駅の西約60mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の3件について説明します。9ページから11ページを御覧ください。

收受番号5 - 1055は、譲受人である有限会社神津土地が、譲渡人の所有する緑区鳥屋の農地、6筆、817㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地とするための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地とするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリートブロック1～3段を使用するとともに、コンクリートブロック1段を設置し、雨水については浸透トレンチを設置する計画です。申請地は鳥屋中学校の南西約1,090mです。

続きまして、收受番号5 - 1057は、借受人が貸出人の所有する緑区青野原の農地、2筆、1,433㎡に賃借権を設定し、新たに太陽光発電設備を設置し、売電するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置し、売電するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、波板高さ30cmを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の西約510mです。

続きまして、收受番号5 - 1058は、譲受人の佐藤建設株式会社が、譲渡人の所有する緑区青野原の農地、2筆、649㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は建設業を営んでおり、現在使用している資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリートブロック擁壁12段、土留め鋼板30cmを使用するとともに、土留め鋼板高さ約30cmを設置し、雨水については砂利敷き等による敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の西約1,370mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

收受番号5 - 2 2 及び5 - 2 3については、南区担当委員、關山富雄委員、お願いいたします。

3番（關山委員）

2月22日に現場を見てまいりました。

5 - 2 2は資材置場として不動産会社に所有権移転するものということですが、万能鋼板で囲むということで、一瞬、また3mの万能鋼板で囲むのかなと思ったんですが、事務局の説明のとおり、ちょっと珍しいんですけど54cmということで、あれと思いましたけど、万能鋼板を横にして碎石を置く場所ということのようです。道路の入口付近には住宅があるので、高いものですとちょっと日影になるかなと思ったんですが、そういう心配もなく、道路もかなり広いんですけども、セットバックをして周囲の道路を広く確保しているところから見て、周囲の環境等あるいは雨水についても特に問題ないと判断いたしました。

5 - 2 3は不動産会社に賃貸のトラック等を置く駐車場ということですが、ここは公園や霊園があるところで、道路は広くて、ちょうど続きの片や農地、片や資材置場がありまして、道路から向かって右から左のほうに少しずつ段差で低くなっている感じですが、ブロック2段積みということで工事をやられるようなので、特に雨水が農地のほうに流れるということはないように思われます。農地についても、5 - 2 2は耕作されていないようでしたが、よく管理されて、きれいになっておりました。こちらはまだ少し野菜が作ってあったり、耕作されていたように思われます。5 - 2 2、5 - 2 3については特に問題はないのではないかと思われますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号5 - 2 4については、中央区担当、金井睦委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。金井委員より、2月23日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

続きまして、收受番号5 - 2 5については、南区担当、西山和秀委員、お願いいたします。

1番（西山委員）

2月24日に現地調査をしてまいりました。田んぼの中で3月25日までということで、休みの間ですし、何ら問題はないと思います。また、搬入路ということで、新しい鉄板ではなくて、ミニロードマップのようなものを下に敷くということで、田んぼへのダメージも少ないものと思われまます。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号5 - 1 0 5 5については、津久井地区担当、榎田和子委員、お願いいたします。

15番（榎田委員）

2月22日、中島推進委員と現地調査をしてまいりました。図面にありますように、国体の馬術場の下一段下がったところの北側になります。斜線を引いた部分の北側は山

になっております。と書いた北側の空いているところは何か月か前にリニアの代替地として承認され、既に家を建てております。この形で致し方ないかなと判断して帰ってまいりました。御審議よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号5 - 1057及び5 - 1058については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

2番（八木委員）

2月25日金曜日、井上推進委員と現地の視察へ行ってまいりました。

まず、收受番号5 - 1057についてですけれども、国道から少し中に入って畑の風景が見える割と広めのところでした。今回申請のあった地図で見て西側については、太陽光パネルが既に貼ってあるような形になっていまして、多分、その拡大をするということで、今回の申請があったのではないかと思われまます。北側、西側については、特に西側は電気柵を張って、畑をかなり一生懸命やられていましたので、特に西側については、今回の申請者に注意といいましょうか、くれぐれも砂利などが流れ出ないようなものをお願いできればなと思ひます。

続きまして、5 - 1058についてですが、国道から市道に入つてすぐのところですが、現時点、果樹が植えてありまして、恐らくこれは全部伐根して資材置場にすると思われまますけれども、北に向けて緩やかな傾斜がありまして、市道のほうに流れ出るおそれがちょっとあるのかどうかという状態で、こちら土砂の流出だけ気をつけていただければ問題はないのではないかなと思ひました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

11番（齋藤委員）

5 - 23、許可は致し方ないとは思ひんですけど、案内図と航空写真を見ると、確かにそばに霊園があつたりはしますが、案内図では一帯が相当広く農地になっているように見えるんですけど、かなりいい状況の場所なんではしょうか。ここに駐車場の許可を出すと、この辺がどんどんつぶれて、そういう転用が出てくるのではないかと思ひまますけど、畑の状況をお聞きしたいと思ひます。

事務局（伊藤担当課長）

案内図でいきますと、平面的に見ますと、農地が続いているところですが、ただ、農地を転用するに当たつての農地区分ですけれども、案内図に東西に伸びている道があります。この道路と真ん中、ちょうど下溝と麻溝の字界が入っている道路に面している農地は第3種農地で、転用可能な立地区分になります。今回の申請地もそれに該当するということで、第3種農地という農地区分になりますが、それ以外については第1種農地となりますので、条件が整わない限り、農地転用という方向にはつながつてはいかないような地域になっております。

以上です。

11番（齋藤委員）

分かりました。ありがとうございました。

16番（藤村委員）

今の齋藤委員の質問はそのとおりで、左上にある地図の全体が写っているところ、ノジマのノが写っていますよね。さらにその上がギオンスタジアムなんですね。この一帯はとてもいい畑の一団だったんですね。それで上側は公園と女子大になってしまっていますので、ちょうどノがある白く抜けている辺りに畑が残っているんですけど、資材置場とか、それから、この間言いましたように古墳もどきがあったり、非常に畑をよくやられている部分が9割ぐらい、それ以外に資材置場になったり、ちょっと悲しいものがぼつんぼつんとある状況です。これは致し方ないといえれば致し方ない。場所としては非常にいいところです。

以上です。

15番(榎田委員)

5-1057ですけれども、譲渡人も譲受人も住所も苗字も同じですが、この譲渡しの関係というのは何かあるのでしょうか。

事務局(松浦所長)

お二人は御夫婦です。御指摘のとおり住所、苗字が同じで、御主人の所有している土地を奥様が既に太陽光発電の事業を自らやられている中で、賃貸させてもらいながら太陽光発電の事業を拡大すると伺っています。

よろしいでしょうか、以上になります。

議長(八木会長)

榎田委員、よろしいでしょうか。

15番(榎田委員)

はい、了解です。

16番(藤村委員)

5-24、いつものことで、でも、取りあえず一言、言っておきます。この写真でも分かりますように、基本的には何もする必要のない非常にいい場所ですね。そこをあえて、勝手が悪い、耕作に適していないという一言をつけてやっていますね。これが相場といえれば相場ですけれども、取りあえず、本当に土壌改良かどうかは疑わしいということで一言言っておきます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、細かな地理的な説明をさせていただきたいと思います。7ページの案内図を見ていただきますと、写真を写しているという矢印がありますけれども、その道路、この2番の写真を見ながら聞いていただきたいんですが、2番の位置から道路の真っ直ぐ行ってYの字みたいな形で突き当たるところがありますが、ここは傾斜になっているわけです。の写真を見ていただくと、土のうが農地と道路の境に積まれていますけれども、手前が高くなって、写真の向こう側が低くなっている道路になっております。雨が降ると農地にかなり水が入ってきて、雨水流入防止のために土のうを積んでいる。農地の北側といいますか、そういった地形になっております。この農地の北側に細い道路が通っておりますが、ここも一段高くなっているような状態ですので、北側と西側、南側については鋼板を設置しまして、雨水の流入を防ぐ工事を行います。土につきましては、道路からの雨水の浸入があったため、土としてもあまりよくない状態で、工事としては、地表から20cmぐらいの土を削って、現在の地表からプラス70cm土をかさ上げするような計画にしております。併せて雨水の流入を防ぐという工事計画になって

おります。

あと、東側と南側の道路は周りに結構資材置場がありまして、そこに搬入、搬出するトラックが農地の中まで入り込んで擦れ違ったりということがあるため、それを防ぐ効果として鋼板を設置すると伺っております。

以上で説明を終わります。

16番（藤村委員）

申請書はそれで丸だとすると、農業委員会は何をするかということ、やはり適切なものであったかという事業検証、しっかりと畑が管理されてやられているかということを見守る必要がありますね。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございます。ほかに御質問ございますか、よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第78号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第79号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第79号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第79号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-1068から3-1069は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。13ページから14ページを御覧ください。

整理番号3-1068は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページを御覧ください。契約期間は4年10か月、件数は1件、3筆、面積は3,949㎡です。

次に、整理番号3-1069は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は5年10か月、件数は1件、2筆、面積は1,212㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第79号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 80 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続きまして、日程 8 議案第 80 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、15 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 80 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 - 185 から 3 - 195 及び 3 - 1070 から 3 - 1071 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 4 年 2 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16 ページから 18 ページを御覧ください。案内図は 14 ページから 23 ページです。

整理番号 3 - 185 から 3 - 195 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 11 件で、12 筆、面積は合計 14,563 m²です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、18 ページ、19 ページを御覧ください。案内図は 24 ページ、25 ページを御覧ください。津久井事務所管内の 2 件について説明いたします。

整理番号 3 - 1070、3 - 1071 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 2 件、5 筆、面積は 1,938 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 80 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 8 議案第 8 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第81号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

それでは続いて、日程9議案第81号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、20ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第81号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号3-79から3-86及び3-1008から3-1009は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年2月2日付け及び2月10日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長及び同年2月10日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21ページから22ページを御覧ください。案内図は14ページから23ページを御覧ください。

整理番号3-79から3-86は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は8件、11筆、面積は10,899㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の2件を説明します。引き続き、22ページから23ページを御覧ください。案内図は24ページから25ページを御覧ください。

整理番号3-1008、3-1009は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が耕作者に貸出しを行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。耕作者は経営規模拡大のため農地を確保するものです。件数は2件、5筆、面積は1,938㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

23ページの3-1009、この方はどのような経歴というか、農業に対する取り組み方を教えてください。

事務局（松浦所長）

こちらの方は神奈川県農業サポーター制度を受けまして、令和3年3月に新規就農ということで参入してこられた方です。昨年6月に別途2筆、1,088㎡の利用権の設定を受けた上で、今回、新たにこちらをお借りになる。同じ中沢の中ですけれども、合計1,182ということで、今回で20アールを超えてくるという形で参入されている方です。今回のところについては、細かくはお聞きしていないんですけれども、露地野菜を栽培していくと伺っております。

以上です。よろしくお願いたします。

16番（藤村委員）

ありがとうございます。

11番（齋藤委員）

22ページの3 - 85の利用権の設定を受ける三ケ木の方ですけど、大島の諏訪森の水田ですけど、面積はそんなに大きなくて244㎡、新規と書いてあるんですけど、5,620㎡何かやられているということで、わざわざ遠くにそんなに大きくない面積の田んぼを借りるということですが、現在も諏訪森で水田か何かをやられているような方なんですか。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

この方は平成27年に認定を受けた新規就農者で、主に津久井地域で畑をされている方です。経営面積5,620㎡は全て畑でして、主に大豆を作付されています。今回、本人が水田をやってみたいということで相模原市の営農センターに相談に来まして、言うなれば、お試的な形で今回の水田を借りられると聞いております。

以上です。

11番（齋藤委員）

分かりました、ありがとうございます。

議長（八木会長）

ほかに御質問ございませんか。

質疑なし

ないようですので、それでは採決をさせていただきます。

議案第81号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 82 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 82 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、10 番小林委員には、恐れ入りますが、御退室をお願いいたします。

10 番 小林康史委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程 10 議案第 82 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは 24 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 82 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 3 - 87 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 4 年 2 月 10 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 4 年 2 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページを御覧ください。案内図は 18 ページを御覧ください。

整理番号 3 - 87 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 1 件で、1 筆、面積は 3,664 m²です。本件は経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は 2 年 8 か月、面積は 3,664 m²で、露地野菜の作付を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 82 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程10議案第82号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第82号の議事が終了いたしましたので、10番小林委員には議事にお戻りいただきようお願いいたします。

10番 小林康史委員 議事参加

日程 1 1 議案第 8 3 号 都市農地貸借の決定について

議長（八木会長）

それでは続いて、日程 1 1 議案第 8 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは 2 6 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 8 3 号 都市農地貸借の決定について。別紙都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による申請整理番号 1 5 - 1 は、適切と認められるので、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき決定するものとする。令和 4 年 2 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは 2 7 ページを御覧ください。

本議案は、平成 3 0 年 9 月に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、大和市の農地で農業を行っている法人が、西大沼の生産緑地について、新たに賃借権を設定するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 2 6 ページを御覧ください。契約期間は 4 年 8 か月、面積は 1, 4 7 5 m²で、露地野菜の作付を予定しています。品目については、主にハウレンソウ、ブロッコリー、大根、キャベツなどを予定しています。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による賃借権の設定につきましては、本市において今回が初めての事例になりますので、概要について説明いたします。

本法律は、生産緑地の有効活用を図ることを目的としております。本法律の制度を活用することにより、所有者は相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができるなどのメリットがあります。農地を借りたい人が申請者になります。この制度については、いわゆる今まで何件かありましたが、解除条件付利用権の生産緑地版として考えていただければと思いますが、市と所有者、申請者の 3 者で協定書を締結し、解除条件などの設定を決めております。農地を借りる手続については、申請者が市長に対して事業計画認定書を提出し、市長が農業委員会の決定を得て事業計画の認定をすることにより、賃借権の設定を受けることとなります。農業委員会が決定する際の要件としましては、1 つ目として都市農業の機能発揮、具体的には地産地消や体験交流などです。2 つ目に地域との調和、3 つ目として全部効率利用要件、4 つ目として解除条件の設定、5 つ目として地域における適切な役割分担、6 つ目として役員の耕作常時従事、この 6 つの要件について、事務局において確認し、いずれも適合と判断しております。

なお、本件の申請者である法人については、農地所有適格法人ではなく、市内には経営している農地はありませんが、大和市において、いわゆる解除条件付利用権の設定を受けて経営している農地が約 5, 0 0 0 m²あり、農地の適正な管理については、特に不安はないものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 6 番（藤村委員）

議案書3行目の「規定に基づき決定するものとする」という「決定」というのは許可とかそういうことではなくて、「決定」ってどういう意味ですか。許可なら分かるけど、何を決定するんですか。

事務局（伊藤担当課長）

法律上でいいますと、先ほど農業委員会が決定する際の要件ということで、都市農業の機能発揮、具体的には地産地消や体験交流、2つ目として地域との調和要件、3つ目として全部効率利用要件、4つ目として解除条件の設定、5つ目として地域における適切な役割分担、6つ目として役員の耕作する常時従事要件という6つがあるわけです。市長に事業計画書を提出する中で、こうします、ああしますということがうたわれていまして、要は決定といっても書類審査みたいな形になるんですけれども、事業計画の中で記されていることは都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づいてこういうことをやりますということで、それが適合されているということで、市長から農業委員会に決定について審議してくださいということで意見が求められているものになります。

16番（藤村委員）

聞いているのは内容そのものではなくて、「決定」という単語は何を意味するのか分からない。例えば適合すると判断するとか、市長に対して「決定」という単語は何なのかが分からない。

事務局（高野次長）

今の藤村委員の御質問は、実は事務局の中でも、先ほど御説明したように初めての案件ということもございまして、今回、いろいろと条文等も見ながら進めたわけですが、率直に申し上げて、「決定」というのは、私どもとしてもやや分かりにくいというか、実質的には市長から送られてきて、農業委員会として、この内容でいいということを認定してくれという内容にほぼ近いと理解しています。通常、「決定」といいますと、計画書が出されて、それを市が決定するとか、決定行為というものが書類上あるのが普通かと思うんですけれども、今回、あくまでも市長からこういったものが出てきたのでという形で出されたものを決定することになるので、内容としては認定に近いと思います。ただ、法律の条文上、これが「決定」と書かれてしまっているので、それをそのまま使わざるを得ないという形で、こちらの議案は「決定するものとする」と書いていますけれども、繰り返しになりますが、実態としては、農業委員会がこれでふさわしい、これで大丈夫だと認定するというに近いものと解釈しております。

御説明になっていないかもしれませんが、そのような形で議案とさせていただきます。

16番（藤村委員）

形式論というか、私も初めてなので、法律の説明のところだけしか見ていないんですけど、市長に対して申請するわけで、実際には都市計画課ですか、農政課ではないよね。こっち側の担当課が許可を出すわけだけど、それに対してお問合せが農業委員会に来る。農業委員会は申請書は妥当ですよという回答をそっち側へ出せばいいと、そういうことですよね。

事務局（高野次長）

今、藤村委員がおっしゃったような形になります。実際に市長部局でこれを受け取るのは農政部門になります。

16番（藤村委員）

形式論の話であって、実はこの方の住所は私のすぐ近くでして、たしか、この地図にありますように、農家をやられて住まわれているので家庭訪問したこともありますし、サニーヴェール農園を開くときも行って見せていただきまして、この法人も、そこをちょうど見に行ったら、その農園のほとんどを借りて、10区画ぐらい借りて、デイサービスというんですか、老人ホームみたいな形で、そのレクリエーションの一環としてやられているような感じで、そのときも、あまり小さいところをたくさん借りてもしょうがないから大きく借りたらというような話もしていたんですね。話はすごく悪い話ではなくて、しかも、さっき既に5,000㎡やられているという話がありまして、それはちょっとよく分からないんだけど、そんなものがなくてもいいのではないかという気はします。

もう一つ、生産緑地を有効に使うなら、ぶっちゃけた話、何でもいいという表現なので、これは非常に使い勝手のいい条項だなと感じました。

以上です。

11番（齋藤委員）

この合同会社がんばろうですけど、今回のこの案件だけに関しますと、約15アール、1,475㎡借りて、年間30万円の賃借料を払うということですね。15アールだけのことを考えると、これだけのものをかけて露地野菜を作ったり何かしても、果たしてどうなのかなと。この会社は大和市で50アールやっているということですけど、経営的なこととか、あるいは税務的なこととか、これだけ払っても、何か特別にメリット、いい点がある、だから賃借料を相当払ってもやるんだということですかね、その辺、教えてもらいたいなと思ひまして質問しました。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

この法人は、本来の事業として介護保険事業を行っていきまして、この会社のほとんどの収入になっております。個別具体的に言いますと、パンを販売しているんですけども、そこで使う小麦などを自社で栽培して、パン工場を使って販売したりしております。先ほど藤村委員がお話しされていましたが、介護施設に通所されている方々のレクリエーション事業といいますか、そこで実際に作業してもらおうとか、農作業を通じて介護事業にもつなげていくということを経営の中で行っている会社です。よろしいでしょうか。

11番（齋藤委員）

30万円もらって、税務的とか、何かメリットがあるんですかね。

16番（藤村委員）

地図にある農園、10区画ぐらい借りて、多分、この値段よりは高いお金を払っていたんです。だから、これでも、従来より安い話になるのではないかと。ただ、相手の農家さんもあるから、もっとずっと安くやりなよとそこまで話はしなかったんだけど、あまり相場が分かっていないのではないかな。ただ、それでも本人は、使い勝手のいい場所だし、喜んで使うんじゃないですか。

11番（齋藤委員）

分かったような分からないような、はい、結構です。

16番（藤村委員）

だから、農業そのもので大根1本100円で売ってもうけるのかという、そういう話ではなくて、全体で、レクリエーションで、しかも利益というか、老人ホームみたいなところの利益になっている、そういうことですね。

議長（八木会長）

よろしいですか。

11番（齋藤委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかに御質問ございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

ないようですので、それでは採決をさせていただきます。

議案第83号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程11議案第83号については、原案のとおり決定いたしました。

委員の委嘱について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 議案第 8 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは 2 8 ページを御覧ください。朗読いたします。

議案第 8 4 号 相模原市農地利用最適化推進委員選考委員会委員の委嘱について。相模原市農地利用最適化推進委員選考委員会要綱第 3 条により、別紙のとおり農地利用最適化推進委員選考委員会委員に委嘱にする。令和 4 年 2 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 2 9 ページを御覧ください。説明いたします。

こちらの一覧につきましては、令和 4 年度からの農地利用最適化推進委員を選任するに当たり設置する農地利用最適化推進委員選考委員会の委員としての委嘱する者として本日の総会で提案するものです。

農地利用最適化推進委員選考委員会委員は、設置要綱第 2 条により、委員 6 人以内で組織することとなっており、設置要綱第 3 条により委嘱するものとして、農業委員会会長、農業委員会副会長、農業委員会小委員会委員長のほか、農業委員会会長が指名する農業委員となっております。

なお、今後のスケジュールですが、3 月中旬に選考委員会による選考を行い、3 月 3 0 日に開催を予定している第 3 7 回総会で新たな農地利用最適化推進委員を決定した後、4 月中旬に委嘱する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 4 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 1 2 議案第 8 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 報告第 7 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農
地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 4 報告第 7 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につい
て

日程 1 5 報告第 7 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて

日程 1 6 報告第 7 6 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 7 報告第 7 7 号 非農地証明書の発行について

日程 1 8 報告第 7 8 号 農地造成工事の完了報告について

日程 1 9 報告第 7 9 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す
る調査結果の報告について

日程 2 0 報告第 8 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程 2 1 報告第 8 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（八木会長）

それでは続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 3 報告第 7 3 号から日程 2 1 報告第 8 1 号について、御発言がございましたら、
お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

3 6 ページ 3 8 ページの農地所有適格法人報告書についてですが、4 反耕してこの収
入ですと、大分、少ないですね。実際どういうふうに行われているんですか。たしか農
地所有適格法人ですから、結構頑張ってもらいたいんですね。農地所有適格法人でやって
しまっていますから、頑張らなければいけない人だと思いますが、状況はどうなんです
か。

事務局（高野次長）

今、藤村委員がおっしゃるとおり、この面積に対しましてのこの金額ということであると、もう一頑張りしていただく余地があるのかということは事務局でも認識しております、こういった形で報告なども随時いただくこともございますので、経営改善に向けまして、市の部局等とも連携し、助言等しながら、さらに売上げを上げていただくとともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

16番（藤村委員）

この方は、数年前、新規就農ということで入られて、早速、法人として農地を取得されていっているんですね。何となく、そのときの話では、農業を一生懸命やるのかなという感じで、たしか農業関係者の中に入っている方は新規就農だったかな、結構頑張られている方も入っているので、ちょっと意外というか、肩透かしのような感じですね。少し注目していかないと何をやっているのか分からないですね。

以上です。

議長（八木会長）

ほかに御発言ございますか。

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、ないようですので、以上で日程13報告第73号から日程21報告第81号を終わります。

それでは、以上をもちまして相模原市農業委員会第36回総会を終了いたします。